



福島医発第 2404 号 (地)

令和 3 年 11 月 26 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

看護職員の離職防止を図るための「医療現場における暴力・
ハラスメント対策 (動画)」について

標記の件につきまして、厚生労働省医政局看護課より福岡県保健医療介護部
医療指導課医師・看護職員確保対策室を通じて別添のとおり連絡がありました。

医療現場における暴力・ハラスメント問題については、医療従事者の離職防
止、勤務環境改善の観点からも重視されており、平成 30 年版過労死等防止対策
白書においては、医療分野における労災認定事案のなかで、患者からの暴言・
暴力やハラスメントによるストレスが要因と考えられる看護職員の精神障害の
事案が多くあげられています。

そこで、平成 31 年度に「看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態
調査と対応策検討に向けた研究」を実施し、そのとりまとめられた内容を踏ま
え、看護職員の離職防止を図るための「医療現場における暴力・ハラスメント
対策」として、看護職員を含む医療従事者が患者やその家族からの暴力・ハラ
スメント対策について学ぶことができる e ラーニング教材が制作されました。

本教材は、厚生労働省の動画チャンネル (YouTube) に公開されており、管理
者とスタッフの双方の視点で、基本的な考え方について、1 コンテンツ 20 分程
度で、コンパクトに学ぶことができます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとと
もに、貴会会員へ周知方よろしく願いいたします。

(参考：厚生労働省ホームページ掲載頁)

「医療従事者の勤務環境の改善について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/

※「1-4. 医療現場における暴力・ハラスメント対策」に掲載

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

3医指第2247号

令和3年11月10日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)



看護職員の離職防止を図るための

「医療現場における暴力・ハラスメント対策（動画）」について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

記

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」＞「医療提供体制」＞厚生労働省
作成「医療現場における暴力・ハラスメント対策（動画）」について

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kango-harassment.html>

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室看護職員確保班

担当：山下、大内田

TEL：092-643-3276

FAX：092-643-3277



事務連絡
令和3年11月8日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局看護課

看護職員の離職防止を図るための
「医療現場における暴力・ハラスメント対策(動画)」について

日頃より、看護行政の推進に多大なるご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療現場における暴力・ハラスメント問題については、医療従事者の離職防止、勤務環境改善の観点からも重視されており、平成 30 年版過労死等防止対策白書においては、医療分野における労災認定事案のなかで、患者からの暴言・暴力やハラスメントによるストレスが要因と考えられる看護職員の精神障害の事案が多くあげられています。

そこで、平成 31 年度に「看護職等が受ける暴力・ハラスメントに対する実態調査と対応策検討に向けた研究」を実施し、そのとりまとめられた内容を踏まえ、看護職員の離職防止を図るための「医療現場における暴力・ハラスメント対策」として、看護職員を含む医療従事者が患者やその家族からの暴力・ハラスメント対策について学ぶことができる e-ラーニング教材を制作しました。

この教材は、厚生労働省の動画チャンネル(YouTube)に公開し、管理者とスタッフの双方の視点で、基本的な考え方について、1コンテンツ 20 分程度で、コンパクトに学ぶことができます。

また、医政局地域医療計画課より発出された「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(令和 3 年 9 月 28 日付、医政地発 0928 第 1 号)において、医療現場における職員間や患者・家族等からのハラスメント対策におけるマニュアルの作成や研修等に係る経費に当該基金を充てることができることとされていますので、研修経費についても当該基金での活用が可能です。

都道府県におかれましては、各医療機関が適切な対応策を組織的に講じるための一助として、研修や個人学習等において本教材を積極的に活用していただくよう、貴管内の医療機関に周知方よろしくお願いいたします。

(参考:厚生労働省ホームページ掲載頁)

「医療従事者の勤務環境の改善について」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/quality/)

「1-4. 医療現場における暴力・ハラスメント対策」に掲載

【照会先】

厚生労働省医政局看護課

担当者:村井、片山

電話:03-5253-1111(内線 4171、2599)